

令和6年度4月

戸田市立笹目小学校
いじめ防止基本方針

戸田市立笹目小学校

目 次

| | |
|--------------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| (1) いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢・組織等 | |
| (2) いじめの定義 | |
| ①法第2条に規定されているいじめの定義 | |
| ②いじめの認知に関する考え方 | |
| ③いじめの理解 | |
| 第1 いじめの未然防止のための取組 | 4 |
| 第2 いじめの早期発見への取組 | 5 |
| 第3 いじめの早期解決への取組 | 6 |
| 第4 いじめ解消の定義 | 8 |
| 第5 いじめ問題にむけての対応フロー図 | 9 |
| 第6 いじめ防止推進法第28条における「重大事態」 の対応について | 11 |
| 第7 インターネットを通じて行われるいじめの対策 | 14 |
| 第8 いじめ防止に係る年間行事予定 | 15 |
| 第9 いじめ防止啓発資料等 | 16 |

はじめに

(1) いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢・組織等

文部科学省におけるいじめの定義を基に、本校では、「いじめほどの児童にも起きている」という基本認識のもと、いじめの早期発見・早期指導に全力で取り組むこととする。

そして、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、子どもたちが安心して学校生活を送れる学校づくりのために、本校教職員が一丸となって、いじめ防止等の対策を効果的に推進するために、いじめ問題対策委員会を組織し、次の基本方針を策定するものである。なお、この対策委員会の構成員は次の者をもって組織する。

戸田市立笹目小学校いじめ問題等対策委員会

校長・教頭・主幹教諭又は教務主任・生徒指導主任・教育相談部主任・養護教諭
・各学年主任・スクールカウンセラー・学校運営協議会委員 ・PTA会長

この委員会は、本校のいじめ問題等の対策について協議・評価することとするが、重大事件等必要に応じて学校長が招集することができる。

(2) いじめの定義

①法第2条に規定されているいじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法】

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）の中の人的関係をいう。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

具体的ないじめの様態

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
- ・SNS やオンラインゲーム、携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・新型コロナウイルス感染症に関わる、偏見や差別 等

②いじめの認知に関する考え方

(1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。例えば、言い過ぎてしまい相手を傷付ける、自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど、子供たちは、成長の過程で様々な失敗を経験するのであるが、その中には、いじめに該当するものもしばしば含まれる。

したがって、どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然である。

(2) 初期段階のいじめは、子供たちだけで解決に至ることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

(3) 世間の耳目を引くいじめ事案が発生した直後に認知件数が急増し、翌年度から漸減する傾向があるが、このことは、いったんは事案を深刻に受け止めるものの、徐々に風化していくことを反映していると考えられるべきである。この例に限らず、いじめの認知件数が減少した場合に、対策が奏功したものと即断することは禁物であり、減少の理由を十分考察する必要がある。

(4) 各学校においては、発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要である。そのため、文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。

(中略)

また、各教育委員会等は、学校や教職員の評価において、「積極的にいじめを認知し、適切に対応すること」を肯定的に評価する必要がある。

【平成27年8月17日付け 文部科学省通知】

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに

該当するか否かを判断するものとする。

- いじめの有無やその多寡が問題なのではなく、極めて初期段階のいじめも含めて積極的に認知し、組織的に対応することが重要であり、市教育委員会は適切な対応をしていることを肯定的に評価するものとする。
- 法が定義するいじめに該当する場合であっても、その様態に応じて必ずしも「いじめ」という言葉を使わずに指導をする等、柔軟な対応が可能である。ただし、いじめには該当するため、他のいじめ事案と同様に取り扱う必要がある。

③ いじめの理解

嫌がらせ等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険が生まれることを十分に理解する必要がある。

加えて、いじめの加害・被害という関係だけではなく、周りでいじめ行為をはやし立てたり、おもしろがったりする者や、暗黙のうちに傍観している者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要がある。

さらに、いじめは大人から見えないところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知されたときには、重大な事態に至っている場合があるということを理解した上で対処することが大切である。

第1 いじめの未然防止のための取組

根本的ないじめ問題の克服のためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点に立った取組みを充実させることが不可欠である。

本校では、日々の教育活動を通して、児童の自助公助の取組を積極的に支援するとともにPTAや学校応援団にも協力を依頼し、他者と調和的に生きていくための社会能力、他者を思いやる心を育み、いじめの予防に全力を傾注する。

(1) 「わかる授業」「楽しい授業」の推進

「授業がわからない」「楽しくない・つまらない」の積み重ねが、主体的に学校生活を送る意欲を喪失させ、いじめへ走らせることの要因にもなる。UDに基づく学級づくり、授業づくりを基本とし、日々の授業で仲間とともに「わかった」「できた」「なるほど」等を感じさせる授業を創造することがいじめ予防の第一歩である。

- ① 児童理解を深める。
 - ・理解に努め、一人一人の個性や習得状況を把握しながら授業を進める。
- ② 学習意欲を高める。
 - ・教材研究に努め、知的好奇心や知的葛藤を誘発させる場面を大切にする。
- ③ 個を生かす活動を工夫する。
 - ・問題解決的な学習を通して、多様な考えを尊重し、認め合う場をつくる。
- ④ 個々の考えを深め、練り上げる。
 - ・互いの考えを認め合う中で、集団で考えを練り上げ深める活動を重視する。
- ⑤ 指導と評価を工夫する。
 - ・適切な評価を通し、学習意欲を持続・向上を図る。

(2) 大切な一員であることを実感できる学級づくり

児童が安心して学校生活を送れる学級づくりが、いじめ防止につながる。一人一人の個性が大切にされる人間関係を味わわせ、居場所づくりに努めるとともに、特別な支援を必要とする児童の特性に応じた指導を行う。

- ①児童一人一人の心を理解する。
- ②いつでも担任が見守っているということを知らせる。
- ③場面に応じた行動の取り方の基準を示す。
- ④自分のよさや自分と違うことのよさを認めることができるようにする。
- ⑤学級活動の時間を充実させ、話し合い活動を通して自分たちの周りに起こる様々な問題を解決させ、よりよい人間関係を築かせる。

(3) PTAのネットワーク構築

保護者同士のネットワークにより、いじめの深刻化を防ぐことも少なくない。

保護者同士の親密な関係を構築することに努め、いじめの防止の重要性を共有し、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対応を話し合える土壌づくりを行う。

(4) 学校応援団による学校支援

日々の教育活動に、学校応援団による外部教育力を積極的に導入し、地域の住民から見守られているという意識と地域や学校の一員という意識の醸成を図る。

◎規律の維持徹底

◎学力向上（学力保証）

◎自己有用感の高揚

第2 いじめの早期発見への取組

本校では、全職員がいじめ問題に無関係でいる児童はいないとの認識のもと、学校いじめ防止基本方針に基づき、その目的達成に向けて、企画委員会・生徒指導部会・教育相談部会・各教科部会等で以下の取組を計画的に実施し、いじめの発見に努める。

(1) 運営委員会（校長・教頭・主幹教諭又は教務主任・学年主任）

運営委員会では、教育課程の進行管理はもとより、いじめのない安心安全な学校生活を送れているか否かを学校評価（内部・外部）を通して測定し、常に現状把握と改善に努める。

(2) 生徒指導委員会（全教職員）

生徒指導部会では、「どんなことがあってもいじめは許さない・見逃さない」という視点で、情報交換、情報共有に努め、いじめの初期と思われる段階で、その芽を摘むことに全力を尽くす。

「さ・し・す・せ・そ」を徹底する。

(さ)最悪の事態を想定し、(し)慎重に、(す)素早く、(せ)誠意をもって、(そ)組織で対応

(3) 教育相談部会（校長・教頭・各学年教育相談担当・養護教諭）

教育相談部会では、様々な機会を活用して、情報交換を通して見えにくいいじめの顕在化に努める。1年間で2回、児童との個別の教育相談を実施し、悩みを抱えた児童の早期発見に努める。また、いつでも相談できる体制を構築し、担任へ言えない悩みの相談にも素早く適切に対応する。

(4) 学年会・ブロック会

学年会等では、日々の授業こそ最大の生徒指導と捉え、児童理解に徹し、わかる授業、楽しい授業に努めるとともに、学ぶ大切さを一人一人に浸透させる。

そのために、授業研究会や授業参観を専らとし、日々の授業力向上に努める。

また、様々な調査結果の分析を行い、学年・各教科等の課題を明確にし、その対応策を講じる。

※早期発見の基本

- ①ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりしない。また、積極的にいじめを認知する。
- ②気づいた情報は確実に共有する。（各部会を待たない。）
- ③情報へは速やかに対応する。（担当者への躊躇のない報告と臨時部会の招集。）

※5W1Hを基本に共有

（いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように）

第3 いじめの早期解決への取組

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合には、教職員が個人で判断したり、単独で行動したりしてはならない。速やかに組織で対応することを基本とし、一部の教職員で抱え込むことのないよう努める。解決に向けた対応では、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

(1) いじめている児童への指導

いじめ事案の内容・関係児童・その経過等について十分把握し、人権保護に配慮しながら、いじめが「人間として決して許されないこと」「犯罪行為とも解釈されること」などを理解させ、直ちに止めさせなければならない。その際、以下の点に留意し、内容によっては警察等とも連携を図る。

- ①いじめの事実関係・きっかけ・原因・これまでの経過等の客観的情報を収集する。
- ②安全配慮義務に基づいて、事態に応じた適切な措置を講じる。
- ③いじめを完全に止めさせ、二度としないことを約束させる。
- ④いじめは絶対に許されない行為であることを徹底的に理解させるとともに、人権と生命の尊さを理解させる。
- ⑤多くの教師の協力を得ながら、指導を継続し観察する。（積極的な声かけ等）
- ⑥学級活動を通して、役割や活動の場を与え、集団の一員であり大切な仲間であることを感得させ、児童同士及び教師との親しい人間関係、信頼関係をつくる。
- ⑦いじめは、複雑な心の危機やストレスのサインと受け止め、本人の問題理解に努めるとともに、問題を繰り返させないように心の成長を促す。

(2) いじめられている児童への支援

いじめられている側にも問題があるという考えで接しないようにする。

本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を親身に聴くようにするとともに日頃から温かい言葉かけをし、以下のように本人との信頼関係を築くことに努める。

- ①秘密を守ること、守り抜くことを大前提として話し合う。
- ②いじめの事実を把握し、味わった辛さや悔しさを受容し、共感的に理解する。
- ③不安を除去し、安全確保に努める。
- ④身近な大人へ相談することの重要性を伝えるとともに、自分への否定的な考え方やコンプレックスを改めさせ、自己肯定感を高めさせる言葉かけに徹する。
- ⑤不安を抱えている対人関係の回復を支援し、さらに自分への自信回復を支援する。
- ⑥機会あるごとにコミュニケーションをもち、児童との信頼関係をつくる。

(3) 周りではやし立てている児童への対応

自分で手を下すことがなくても、周りではやし立てる行為は、いじめる行為と何ら変わらない。はやし立てる行為から制止させる行為へ一人でも多くの児童を変容させることがいじめ根絶につながる。該当者には、以下の点を厳しく指導していく。

- ①はやし立てる行為は、いじめる行為と同等であり、決して許される行為ではないことを理解させる。
- ②被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの首謀者と同様の立場であることに気づかせる。

(4) 見て見ぬふりをする児童への対応

望ましい集団生活を送り良好な人間関係を築くためには、いじめはあってはならない行為である。いじめの情報が入ったり、あるいはその行為を見たりしても、それを放置し見て見ぬふりをする行為は、人間として恥ずかしい行為である。自分以外は無関心という心情から、他へ相談したり、制止したりしようとする心を育てることが重要である。

- ①いじめは、他人事ではないことを理解させ、当事者の気持ちを考えさせる。
- ②いじめを知らせ、早く解決させる勇気をもたせる。
- ③見て見ぬふりをする行為(傍観)は、いじめ行為や加担行為と同等であることに気づかせ、内省させる。

(5) 学級全体への指導

いじめをしない、させない、許さない風土をクラス全体につくり、クラス内の問題等を全員で解決していく学級づくりに努める。

- ①クラス内の身近な問題を取り上げたり、様々な新聞記事等を提供したりしながら、話合いで、問題やいじめを考え、解決に向けて話し合える学級をつくる。
- ②見て見ぬふりをやめ、情報を提供することが、いじめ根絶につながることを指導する。
- ③自らの意志、良心によって行動できるように指導する。
- ④いじめは絶対に許さないという断固たる教師の姿勢、気概を示す。
- ⑤日頃から道徳教育の充実を図る。
- ⑥学校行事等でのクラスの連帯感を育てるとともに、学級活動を通して好ましい人間関係づくりに努める。

第4 いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、定期的に声をかけ、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校対策委員会においては、いじめが解消に至るまで組織的に対応し、被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

また、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至ったことをもって安心と考えてはならない。いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、継続的に注意深く観察する必要がある。

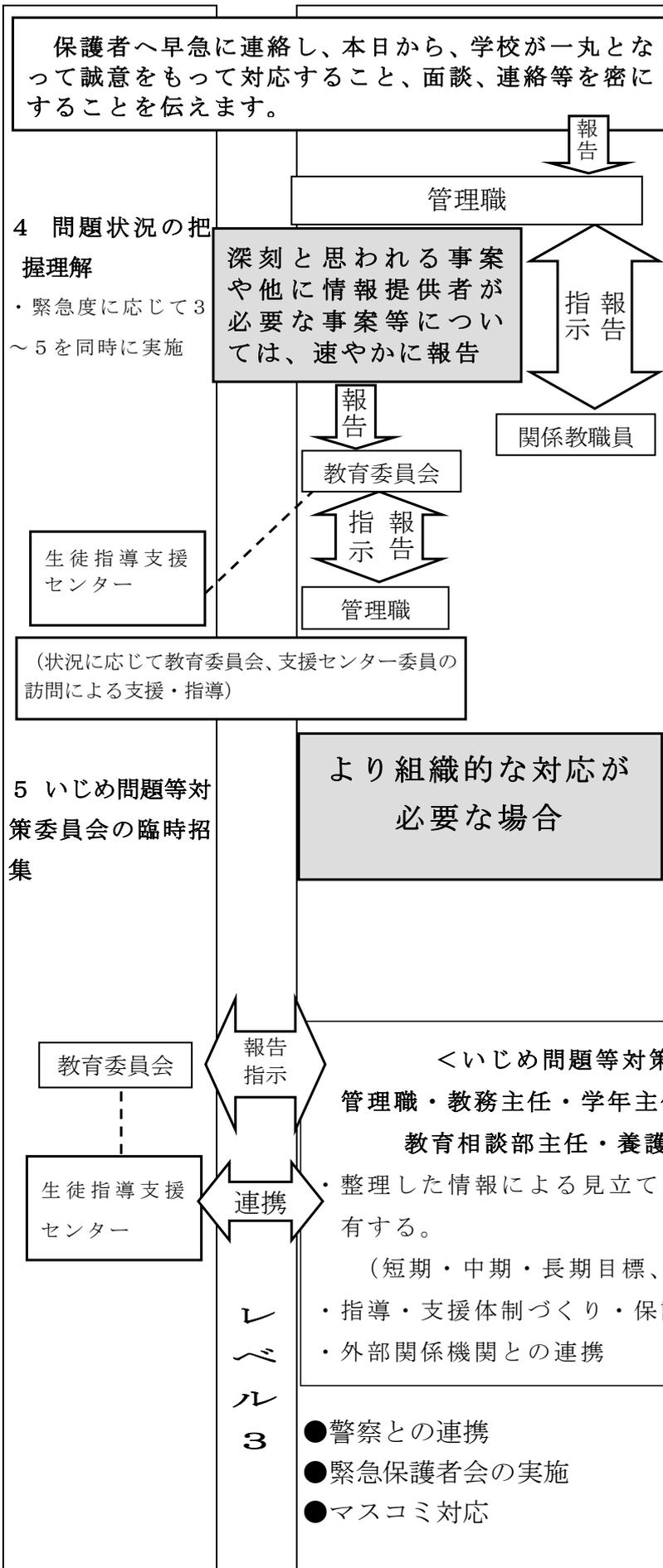
第5 いじめ問題にむけての校内フロー図

㊦最悪の事態を想定し ㊧慎重に ㊨素早く ㊩誠意をもって ㊪組織で対応

| 対応の流れ | レベル | 教職員の動き | 留意点 |
|------------------------------------------------------------------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 いじめ情報のキャッチ(認知)</p> <p>2 報告</p> <p>・憶測を入れずに事実を報告(些細なことでも)</p> | レベル1 | <p>教職員の動き</p> <p>担任 ← 情報 (教職員, 保護者, 児童等)</p> <p>担任 ← 報告 (学年主任, 生徒指導主任, 管理職)</p> <p>担任 ← 指示 (学年主任, 生徒指導主任, 管理職)</p> <p>↑ 報告 (学年主任, 生徒指導主任, 管理職)</p> <p>些細なトラブルは即指導 ※保護者との連携 ※経過観察</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●できるだけ学級の児童全員と毎日話をして、様子の変化等がないか把握する。 ●小さな危機を見逃していませんか。いじめの見て見ぬふり対応をしていませんか。(ただ様子を見る=いじめを育てる) ●訴え、申し出があった場合には、その日に行動します。(指導の結果は、必ず管理職に報告) ●管理職のリーダーシップを発揮する |
| <p>3 事実関係の正確な把握・情報収集</p> <p>・いじめられた子、いじめた子からの事情聴取</p> <p>・他児童、教職員からの情報収集</p> | レベル2 | <p>いじめと認知、判断</p> <p>管理職の指示に基づく関係職員による組織的対応</p> <p>いじめられた子 情報収集 いじめた子</p> <p>関係児童生徒 関係職員</p> <p>情報の共有・突き合わせ 全体像の把握(5W1Hの記録)</p> <p>報告 → 管理職</p> <p>指示 → 関係職員</p> <p>保護者対応</p> | <p>担任が一人で苦戦しないよう的確な具体的指示を出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●面談等の基本的スタンス→傾聴、共感的理解、適応へのサポート ●丁寧にじっくりと話を聴きます。 <p><悪い対応例></p> <ul style="list-style-type: none"> ×あなたにも問題があるね。 ×考え過ぎ、気にしすぎじゃないの。 ×お子さんにも問題がある。 ×様子を見ましょう。 <ul style="list-style-type: none"> ●双方から聴き取る際、<u>いつ、どこで、どんなできごとのあらましがあったのか、その時どんなふうに感じたか</u>、具体的に聴きます。 ●記録に基づき事実の経過に沿って情報を共有します(憶測、推測を入れない) ●毅然とした対応とは、一方的に説論、説 |

※緊急の対応が必要な場合、学年・学級の全児童と面談を実施します。

※いじめられた子の心のケアに努めます。



教、反省文の強制をすることではありません。双方の意見を傾聴し、見立て、職員一丸となって対応することが重要です。

●保護者への説明

誠実に保護者の感情に配慮し、見立て具体的対応策を正確に示し、協力を願う。情報提供をこまめに行う。

●いじめを確実に止める

被害者の安全、人権、心の安定が最重要です。状況に応じて、加害者との物理的距離を離す検討も必要です。

●加害児童には、次の指導を行い、今まで以上に関わりをもつことが必要です。

- ・事実を認めさせること
- ・言い逃れをさせないこと
- ・きちんと謝罪させること

第6 いじめ防止推進法第28条における「重大事態」の対応について

いじめの早期発見・早期解決に日々取り組んでいても、重大事態に至る場合も考えなければならない。本校では、いじめ防止推進法第28条を鑑み、以下の状況を重大事態と捉え、迅速に全力をあげてその対応にあたる。

重大事態とは（いじめを受けた児童の状況に着目して判断する）

第五章 重大事態への対処

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより該当学校に在籍する児童等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

【いじめ防止対策推進法】

第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」とは

- ・児童が自殺を企図した場合（含む、その恐れがある場合）
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

第2号の「相当な期間」について

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、市町村教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- ・児童生や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意し、重大事態が発生したものと報告・調査にあたる。

重大事態への具体的な対応を以下に示す。

（1）当該重大事態の調査

本校では、上記のような重大事態が発生した場合は、市教育委員会に報告し指示を仰ぐとともに、本校の「いじめ問題等対策委員会」が主体となって事案の調査を行う。

また、必要に応じて蕨警察署（生活安全課）とも連携を図り、事案の全容解明と再発防止及び被害児童への支援、加害児童への指導等を協議する。

調査では、国が策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参照しつつ、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から、どのような様態で行われたのか、また、いじめを生んだ背景・事情や関係する児童間の人間関係、これまで

の本校教職員の対応経過等を可能な限り、羅列的に明確にすることを第一義として行う。

①いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童から可能な限り聴き取った上で、在籍児童や教職員に対する調査（質問紙調査や聴き取り調査）を行う。その際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とする。質問紙等の調査では、個別の事案が広く明らかになり被害児童の学校復帰が阻害されることのないように最大の配慮をする。

また、いじめを受けた児童へは、行為の確認のみならず本人の事情や心情も聴取し、状況に応じては臨床心理士にカウンセリングを受けさせるなど、継続的なケアに努め、学校復帰への支援や学習支援等を行うものとする。

②いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

当該児童が入院や死亡などにより、本人から事情を聴き取ることが不可能な場合は、その保護者の要望や意見を十分聴取するなど、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法は、上記に示したように在籍児童や教職員を対象とした質問紙調査や聴き取り調査とする。

③いじめによる自殺の背景調査の場合

この調査は、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その行為に至った経過を検証し、再発防止策を講じることを目指し、遺族の気持ちに十分に配慮しながら行うことが肝要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については以下の点に留意の上、国が策定した「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」を参考とする。

(ア)背景調査にあたっては、遺族が当該児童を最も身近に知り、また、背景調査については切実な心情を持つことを認識し、その要望や意見を十分聴取し、最大限の配慮と誠意を持った説明を行う。

(イ)在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

(ウ)死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

(エ)詳しい調査を行うにあたり、調査目的・目標、調査組織の構成員、調査期間、調査方法、入手資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方、調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておかなければならない。

(オ)調査を行う組織は、本校の「いじめ問題等対策委員会」とし、当該いじめ事案者との直接の人間関係や特別の利害関係を有する者は、除くものとする。また、必要に応じては、蕨警察や学校医も加えることとする。

(カ)背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含め、特定の資料や情報のみには依拠することなく、客観的かつ総合的に分析評価を行う。

(キ)客観的な事実関係の調査を迅速に進めるにあたり、分析評価については、市教育委員会の支援も受け、専門的知識を有する者の援助を求める。

(ク)本校が調査を行う場合は、市教育委員会から情報の提供についての必要な指導及び支援を受ける。

(ケ)情報発信・報道対応については、プライバシーに十分配慮した上、対応者を一本化するなど正確で一貫した情報提供に努める。

(2) 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた児童やその保護者に対して情報を適切に提供する責任がある。

情報提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮し、関係者の個人情報にも十分配慮し適切に提供する。

調査結果については、教育委員会を通して市長に報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、当該児童や当該保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて教育委員会を通して市長に提出する。

(3) いじめと刑法犯との関係

いじめの行為そのものが、刑法に抵触するものもある。

- ・冷やかす・からかい（名誉毀損罪）
- ・ネット上の誹謗中傷（侮辱罪）
- ・暴力（傷害罪）
- ・脅しや恐喝（脅迫罪・恐喝罪）
- ・いやな事をやらせる（強要罪）

第7 インターネットを通じて行われるいじめの対策

時代の趨勢に伴いICT化が益々進展し、スマートフォン等の所有率も年々上昇している。本校においても、携帯電話やスマートフォン等を所有している児童は相当数にのぼる。

また、インターネットを有効に活用する反面、ネットからの各サイトへのアクセスも多種多様になり、そこに介在するネットいじめも多く存在する現状を直視する必要がある。

(1) 児童たちが利用する機能・SNS・アプリケーション

※SNS・・・ソーシャルネットワーキングサービスの略。コミュニケーションや情報交換を目的とした会員制のサイトのこと。仲間内でIDやパスワードが必要になる。不特定多数の人と繋がることができる。

①LINE（ライン）

個人やグループで連絡を取り合うことができる。

②Twitter（ツイッター）

写真や動画とともに、短い文章で情報を気軽に発信できる。知らない人とも繋がることできる。

③Facebook（フェイスブック）

写真や動画、短い文章を投稿することができる。実名登録が必要。

④TikTok（ティックトック）

短い動画を撮影、加工して共有できる。

⑤オンラインゲーム

主にオンラインによるコンピューターネットワークを利用したゲームのこと。仲間内でIDやパスワードが必要になる。最近では、フォートナイトや荒野行動、マイクラフトが有名。

(2) ネットいじめ防止に向けた取組

本校では、以下の取組を通して情報モラルの徹底を図りいじめの防止策を講じる。

①児童に対して

(ア)総合的な学習の時間等の授業を活用し、情報モラルについて具体的に指導する。

その際、市のホームページ上にある「情報モラルスクール」も有効に活用する。

(イ)市のネットパトロールとの連携を図り、情報共有に努めるとともに、パトロール上で心配な案件については、当該児童等に適切に指導する。

(ウ)ネット問題について、防犯教室（警察関係）や、ネット講演会（関連会社）を開催し、被害の具体を知り、関わらないためのモラル教育を推進する。

(エ)ネットいじめ等で悩んだり、知り得た情報を相談したりすることができる体制を整えるとともに相談しやすい環境づくりを行う。担任や教育相談担当へも気軽に相談できる生活環境をつくる。

(オ)学年ごとにネットモラル啓発DVDを視聴し、話し合いの中で意識の深化を図る。

②保護者・地域に対して

(ア)上記講演会等に保護者の参加も呼びかけ、情報モラルへの意識化を図る。

(イ)地区地域の会等で、情報モラルの講演会を実施し、地域住民への啓発を図る。

(ウ)様々なネットトラブルや被害をクラス懇談会やPTAの会合等で発信する。

第8 いじめ防止に係る年間行事予定

| | 内容 及び 対象学年 等 |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・授業改善に関わる研究授業の実施 ・学級開き等でいじめ根絶について担任から具体的に指導(全学年) |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との教育相談 第1回 ・いじめ防止、早期発見、早期解決に係る教職員研修会 ・全校除草活動(学校応援団活動の一環。地域との協力) ・運動会に向けての縦割り活動(クラスの枠を超えた協調性) |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との教育相談 第2回 ・児童との個別の教育相談 第1回 ・授業改善に関わる研究授業の実施 ・530運動 |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との教育相談 第3回 ・蕨県警察生活安全課による非行防止教室 ・いじめ認知に関する研修会の実施(教員) |
| 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導提要、いじめ重大事態についての研修会(教員) ・あいさつ運動(教員・児童会代表)・・・夏季休業明け1週間 ・ゲートキーパー研修会の実施(教員) |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との教育相談 第4回 ・保護者との個人面談 ・登校指導及びあいさつ運動(教員・児童会代表) |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との教育相談 第5回 |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との教育相談 第6回 ・151周年記念式典・音楽会 ・児童との個別の教育相談 第2回 ・いじめ撲滅強調月間 |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との教育相談 第7回 ・あいさつ運動(教員・児童会代表)・・・冬季休業前1週間 ・いじめ等に関わる冬休み前の事前指導(全学年) |
| 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との教育相談 第8回 ・あいさつ運動(教員・児童会代表) ・薬物乱用防止教室(6年) |
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との教育相談 第9回 ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の年間評価・公表 ・中学校体験授業 |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との教育相談 第10回 ・登校指導及びあいさつ運動(教員) ・今年度の成果と課題の検討及び次年度の取組の検討 |

いじめ防止
リーフレット
児童生徒用

みんなで作ろう いじめのない学校！

「いじめ」は、人として、絶対にしてはいけないことです。「いじめ」を受けた人は、深く傷つき、つらい気持ちや苦しい気持ちは一生消えません。

「いじめる」ということは、ひきょうなことです。人として絶対に許してはいけないことです。

そこで、市内各小・中学校児童生徒が道徳の授業で学んだいじめについての考えや意見をまとめてみました。



つた 伝えたいわたしたちのメッセージ



《いじめられている人へ》

- ・どうしたの。たすけてねって行ってね。(小1)
- ・だいじょうぶ。いっしょにあそぼうよ。(小2)
- ・わたしがいっしょにいるからだいじょうぶ。(小3)
- ・先生に相談しようよ。わたしも行くから。(小4)
- ・勇気をだしてね。助けるよ。(小5)
- ・一人じゃないよ。まわりに頼ってね。(小6)
- ・つらいけれど死んではだめだよ。(中1)
- ・必ず助けるから。生きていたらきっといいことあるよ。(中2)
- ・無理してがまんしなくていいよ。相談してね。(中3)

《いじめを見ているまわりの人へ》

- ・みてるだけじゃかわいそうだよ。(小1)
- ・かわいそうだよ。どうにかしなくちゃ。(小2)
- ・いじめられるのを見て何とも思わないの。(小3)
- ・いじめられている人がどれだけ苦しいかわかる。(小4)
- ・いっしょにやめようよ。そして話し合おうよ。(小5)
- ・黙ってみていないではっきり言おうよ。(小6)
- ・いじめは小さなことから始まる。すごく傷つくよ。(中1)
- ・自分もいじめられたらと思うよね。だから先生や大人の助けをかりようよ。(中2)
- ・いじめはちょっとしたことからは起こる。友達の良いところを見つけようよ。(中3)

《いじている人へ》

- ・だめだよ。かわいそうでしょ。(小1)
- ・よわいものいじめなんてだめだよ。(小2)
- ・自分もされたいやでしょ。(小3)
- ・いじめても何の得にもならないよ。(小4)
- ・何が楽しいの。調子にのらないで。(小5)
- ・いじている人は、忘れてしまうけれど、いじめられた人は一生傷つくよ。(小6)
- ・弱い人に手をだすのはひきょうだよ。(中1)
- ・乱暴な言葉づかい、いたずらやいやがらせはいじめの始まりだよ。(中2)
- ・いじめをしてもいいことないよ。楽しくないよね。だったらやめようよ。(中3)

平成24年9月 戸田市教育委員会

戸田市では子ども議会で話し合い、「戸田市子ども憲章」を平成13年10月1日に制定し、仲良く、助けあうことを誓いました。

この憲章の意味を皆さん一人一人がよく考え、受け継ぎ、優しさや思いやりで、戸田市の学校からいじめをなくしましょう。

とだしこ けんしょう 戸田市子ども憲章

水と緑に恵まれたこの戸田市の明日を担うわたしたちは、
希望をもち、みんな仲良く助けあい、地域の一員として生きていくことを誓い、
ここに「戸田市子ども憲章」を定めます。

わたしたちは きまりをまもり、責任をもって行動しましょう（責任）

わたしたちは 優しさと思いやりをもって、くらしましょう（生活）

わたしたちは 自然をまもり、きれいなまちにしましょう（地域）

わたしたちは 一人ひとりの人権を大切に、いじめや差別をなくしましょう（人権）

わたしたちは 希望と目標をもち、大きな未来に向かってはばたきましょう（未来）

もし、いじめられたら… 誰かに話そう！

もし、いじめを見たら… 声をかけよう！

そう だん
相談しよう！



・ 戸田市立教育センター相談室 ☎：048-434-5670
(祝日、年末年始を除く毎日 9:00 ~ 17:00)

・ 埼玉県立総合教育センター よい子の電話教育相談 ☎：0120-86-3192
(毎日24時間)

・ 埼玉県警察少年サポートセンター ☎：048-861-1152
(日曜、祝日、年末年始を除く毎日 8:30 ~ 17:15)

戸田市立教育センター教育心理専門員（相談員）から



いじめられていると感じているあなたへ

そのままの気持ちを教えてください。あなたが安心して生活できるよう応援しています。相談してください。

だれかを傷つけているかもしれないあなたへ

本当は自分が傷ついているのかもしれませんが。本当の気持ちを見つめてください。

じっと見ているあなたへ

勇気をだして伝えてください。みんな傷つくために生まれてきたわけではありません。話してみても、いっしょに考えましょう。

戸田市では、いじめを絶対許さない！

平成25年1月8日
戸田市教育委員会
戸田市中学校生徒会いじめ対策本部



小学生のみんなへ

みんなが楽しく学校生活を送るために、私たちが願っているのは、仲間づくり、協力、いじりあいを止める、自分の力になってほしい。

友人へ

お互いに助け合っていて、楽しくいじめを止めよう。いじめを止めるために、みんなで協力して、いじめを止める。

親友

【はじめ】この宣言をみなさんにお知らせしたいと思います。いじめを止めるために、私たちが願っているのは、仲間づくり、協力、いじりあいを止める、自分の力になってほしい。いじめを止めるために、みんなで協力して、いじめを止める。

戸田市中学校 いじめ撲滅宣言

いじめている人へ

いじめてきたら、お友達と協力して、いじめを止める。いじめを止めるために、みんなで協力して、いじめを止める。

いじめられている人へ

いじめられている人は、お友達と協力して、いじめを止める。いじめを止めるために、みんなで協力して、いじめを止める。

周りで見ている人へ

いじめを止めるために、みんなで協力して、いじめを止める。いじめを止めるために、みんなで協力して、いじめを止める。



「戸田市中学校いじめ撲滅宣言」は、戸田市中学校生徒会いじめ対策本部の活動の一環として、平成25年1月8日に発表されました。戸田市教育委員会いじめ対策本部、戸田市中学校生徒会いじめ対策本部が主催です。写真も掲載されています。



戸田市小学校

平成25年12月12日
戸田市子どもサミット
戸田市小学校児童会



いじめのない楽しい学校宣言



戸田第一小学校



戸田第二小学校



新曽小学校



美谷本小学校



笹目小学校



戸田東小学校



戸田南小学校



喜沢小学校



笹目東小学校



新曽北小学校



美女木小学校



戸原小学校

【前文】

わたしたちは、友達といっしょに勉強し、なかよく過ごすことができる楽しい学校にしたいです。そのために、毎日会う友達にやさしい言葉や、明るい気持ちになる言葉をたくさんかけて、戸田市の小学校からいじめを絶対出さないようにします。

ここに、わたしたちは、とだっ子全員がなかよくいじめのない生活を送るために、「とだっ子なかよしことば」を定め、いじめのない楽しい学校をつくることを宣言します。

【宣言】

わたしたちは「とだっ子なかよしことば」を使い、思いやりのある優しいことばをたくさんかけます。

わたしたちは「とだっ子なかよしことば」があふれるえがおいっぱい学校にします。

わたしたちは絶対にいじめをしません、許しません。

とだっ子なかよしことば

○がんばっている子へ

- ・がんばっているね
- ・君ならできよ、あきらめないで
- ・すごいね、ファイト

○失敗して元気がない子へ

- ・もう一度やってみようよ
- ・勇気を出して
- ・だいじょうぶだよ

○けんかをしてしまった子へ

- ・話を聞くよ
- ・わたしもけんかしたことがあるよ
- ・自分からなかなかおりの話をしてみたら

○いじめられてる子へ

- ・だいじょうぶ
- ・みんながついているから心配しないで
- ・一人じゃないからね

○いじめている子へ

- ・いじめるのはやめなよ
- ・相手の気持ちを考えてあげて
- ・もう一度自分のしていることを見直して